

第14回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年9月26日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎 4階会議室

第14回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年9月26日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、池亀宏、苅部嘉也、田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長職務代理者 穴戸幸男、田中宏和、渡邊武彦

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美

午後 2 時58分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいということで、ただいまより第14回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は穴戸幸男会長職務代理と田中宏和委員、渡邊武彦委員、3名が欠席されております。しかし、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、苅部嘉也委員と田中光男委員、よろしく願いたいします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はありません。農地法第5条が1件となっております。

事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件についてご質問がありましたら、願いたいします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようですので、第2号議案は終了といたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

2件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No. 2 - 1 及び裏面の2 - 2をご覧くださいと思います。1件目、2件目につきましては、被相続人が同一で、相続人が被相続人に対する 、 であるため、続けて事務局説明を行わせていただきます。なお、調査結果の報告につきましても、調査いただきました三田委員に行っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料No. 2 - 2 及び2 - 2 について読み上げさせていただきます。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査された三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

三田委員 さんの畑です。9月18日火曜日に事務局の方2人と現地で調査を行いました。当日立ち会っていただいたのは、 さんと、 さんです。

さんは亡くなる日までずっと農業関係のことを一生懸命やっていたという事は、よくご存じかと思うんですけれども、現在は さんと さんのお2人で農業経営を行っているという状況です。1と2の2つの畑は同一のというか隣り合った、ほとんど一団の畑になっているんですけれども、ここで栽培されている農作物は、現在は大根とかニンジンとかブロッコリー、カリフラワー、ネギ、そういう野菜を中心に、そのほかサツマイモやアスパラ等、結構多彩な作物を栽培されています。 さんがもともと料理関係のこともお仕事でやっていたので、イタリアの香辛野菜みたいな珍しい野菜もいろいろ栽培されています。それから、特徴的なのは、盆栽の苗をかなりたくさん育てていらっやって、盆栽の苗を地面に植えているのと、それを上げて鉢に植えているもの、その両方をいろいろ栽培、管理されていて、結構手間がかかるとおっしゃっていました。

販売方法なんですけれども、まず、何軒かのレストランに対して直接契約を結んでいて、そこに直接卸しているということです。それはやはり さんの人脈もあるみたいなんですけれども、あとは自家消費と直接販売という形をとっているとおっしゃっていました。

肥培管理の状況なんですけれども、非常に良好な状況だと思いました。ただ、以前温室で、これはいろいろ作業をしたり苗を育てたりする温室ですが、その後のところに植木鉢の破片のがらが少しありましたので、これは税務署の視察があるまでに片づけるとおっしゃっ

ていました。ここは温室で、その下にコンクリートを打つ訳にいかないの、作業性をよくするために植木鉢を砕いたものをそこに敷いていて、そこで作業していたものです。それは片づけるとおっしゃってましたので、その部分は大丈夫かなと思います。

あと、農協からのアドバイスがありまして、納税猶予を受ける際に井戸の部分は除いて申告をするとおっしゃってましたので、こういうところも適切にこれからの申告に対応されるのかなと見受けられました。

私からは以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

1件目と2件目と合わせて、ご意見がありましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 質問なんですけれども、今は農業用の井戸とかそういうものも面積は除かなくてはいけないんですか。

事務局 この部分について、私どもが税務署に一般的な話として伺う中で、井戸の部分については、農作業、要は農業スペースには該当しないということです。

高橋（良）委員 農業で使うというのもだめなんですか。

事務局 農作物を栽培していないという判断のもと、基本的には入れられないという話は伺っています。

永井委員 畑の井戸はだめなんですか。

事務局 一般的な話として、該当しないと私どもは伺っております。

佐藤（治）委員 世田谷区以外で、杉並区は区が幾らか助成を出して防災用の井戸を掘っている。万が一のときは地域の方々が使うというのも、やっぱりだめなんですか。

事務局 基本的には井戸ということになりますので、私どもが税務署の話を伺う中では、それについても認められないと聞いています。

高橋会長 井戸があっても何も言われませんが。

事務局 最終的に判断するのは税務署になります。

高橋会長 税務署からも何も言われずにそのまま。

高橋（良）委員 そのまま通してしまうとだめなのかな。

事務局 私どもはそういうふうに聞いていますということをお答えするしかありません。

高橋（良）委員 みんなにも役に立つんだから。

事務局 おっしゃるお気持ちは、良く分かります。

高橋会長 いいのかなと思ってはいたけれども、税金は増えませんよ。

三田委員 やっぱり、税務署の判断というのは制度的に明確に間違っているものだと思うので、我々としてはこういうふうに対応せざるを得ないのですが、ここに議員の先生方もいらっしゃいますので、これは政治的マターとして当然上げていただきたいと思います。ちょちょことおかしなものが慣習で残っているんです。これはやっぱり都市農地の保全という意味で、あるいは防災という意味で、農地の機能からいっても当然それは認めるべきであって、税務署がそれを認めないのはおかしいというふうにしていただけたらと思います。

事務局 補足説明させていただきます。これは世田谷区としてもという表現になりますが、けれども、都内に農地がある自治体で組織された、都市農地保全推進自治体協議会というのがあるんですけれども、そちらの中でも、井戸があるところについても認めて欲しいという部分は、要望として出させていただいています。

高橋（良）委員 個人的には、それはぜひ言ってもらった方がいいような気がするんです。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

永井委員 納税猶予を受けてから井戸を掘ってしまった。

菅沼委員 最終的には税務署が決めるので、人によって大分違うと思います。

高橋会長 税務署の人によってですか。

高橋（良）委員 この間の500㎡をちょっと超えただけで通路を作ったうちがあったじゃないですか。あれは粋な計らいだったと思ったんです。だから、それと同じようにして、ちょっとぐらいたったらいいような気がするんですけども。

事務局 お気持ちはよく分かります。おっしゃるとおりです。

佐藤（満）委員 宅地内にある井戸というのは、災害があったときの生活用水供給の場所というのは当然認められているじゃないですか。農家でもあちらこちらに井戸を掘っているという方はいらっしゃらないと思うんですけれども、もうライフラインとして、例えばそういう危機が起きたときに、ある程度そういう融通性を持たせておかないと、おまえには水はやらないと言う人はいないとは思いますが、だけれどもそんな場合じゃなくて、生きるか死ぬかというレベルにまで達してしまうような肝心なときに、それが有効に使えるのであれば、税金がどうのこうのというよりも、国民の生命の維持の方から言ったらいいんじゃないか。

事務局 確かに、直接的に井戸はいいですかと聞かれれば、向こうとしてはだめという

話になると思うんです。あとは制度上の運用とかはされているのかなというところがあって、全てがだめという形にはならないとは思いますが、これは税金の問題ですので、こういった話をこの場でするのではなく、別の機会とか要望の中でお話をしていく形をとりますが、現時点では、税務署としてはだめということを示されている状況でございます。

高橋会長 ほかにございますか。まず1件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。

次に、2件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 どうもありがとうございます。それでは、1件目、2件目ともに証明書を発行することといたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No. 3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、引き続き三田委員、お願いいたします。

三田委員 9月18日火曜日、事務局の方2名とともに現地で調査を行いました。相続人で申請者である さんと、 さんの2人に立ち会っていただきました。

農業経営は、ご存じの方はいらっしゃるかもしれませんが、 さんの畑は全部でヘクタールぐらいあります。 さんと さん、 さん、 さん、 さん、この5人の方で行っているということです。家族総出で農業経営をそれぞれ行っているという形です。

農作物なんですけれども、まず、 丁目の畑は大体サツマイモが植わってました。それから、 丁目のところは2筆ありますけれども、ここは大根の畑です。大根が面をならしているという状況です。それから、 丁目の畑は、里芋やサツマイモ、そのほかいろいろ野菜が栽培してあるということです。

肥培管理に関してはいずれも非常に良好で、基本的には直売や自家消費が中心なんですけれども、丁目はサツマイモの方で、学校の体験農園という形で農業をやってもらう。それから、丁目の方も大根の栽培をやってもらうという形でございます。

以上です。

高橋会長 よろしいですか。それでは、ご意見がありましたら、お願いいたします。

それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。1件でございます。事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました永井委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 9月5日に行ってまいりました。さん、いわゆる後継者という形をとっておられますが、さん立ち会いのもと、やらせていただきました。

畑につきましては、ほとんどはさん、それとさんも、非常に高齢なんですけれども、遅くまで畑仕事、農作業をやっておられたということでございます。さんにつきましても、今はちょっと病気がちなんですけれども、結構やっておられたと聞いております。

私も近所なもので、よく畑を知っているものですから、別に見に行かなくてもいいよというぐらいのレベルだったんですけれども、本人の話を伺ってまいりました。

作付けてあったのがネギとジャガイモ。ここは㎡ないんですけれども、本人は別の仕事を本業としているもので、農業についてはそんなに力を入れていなかったというのが本音です。ですから、よそへ販売目的でなくて、あくまでも自家用として、夏場についてはキュウリ、ナス、トマト、あとジャガイモ、ネギ、そういうもので自家用として使っておりましたと伺っております。

そして、小作関係なんですけれども、人には貸しておりません。近隣との紛争についても、隣の方も農家、近所の方ばかりなものですから、境界もしっかりしておりますので、紛争等はありませんというお話がございましたので報告させていただきます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年11月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、10月31日水曜日午後3時から、会場は区役所第二庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

11月の開催日時につきましては、11月30日金曜日午後3時から、会場はこちらの区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、11月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、原案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得あっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6 - 1及び6 - 2をご覧くださいと思います。

生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回8月29日に開催されました第13回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の8月30日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区等に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしと結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No. 6 - 1及び6 - 2の順に説明いたします。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(6)について、事務局から報告願います。

事務局 それではまず、お手元の資料No. 7をご覧くださいと思います。3種類のふれあい農園のご案内でございます。

まず1種類目、「いも掘り」の開催についてのご案内でございます。今年度につきましては、岡本にあります榎本農園ほか3園にて開催されます。開園日時、品目、料金、申込方法については記載のとおりでございますので、ご確認をいただければと思います。周知方法につきましては、10月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページに掲載します。

続きまして、「親子で秋野菜の収穫」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、千歳台にあります内海農園にて開催されます。開園日時、募集組数、品目、料金、申込方法につきましては記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページに掲載します。

続きまして、裏面に移らせていただきます。3番目、「柿もぎとり」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、赤堤にあります荻島農園にて開催されます。開園日時、料金、販売方法につきましては記載のとおりでございます。周知方法につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページに掲載されます。

続きまして、資料No. 8に移らせていただきます。せたがや園芸市の開催についてのご案内

内ございます。

園芸市につきましては、毎年、世田谷園芸商組合主催で行われております行事でございます。緑化に対する区民の関心及び区民園芸の育成、振興を図ることを目的として開催されているものでございます。

それではまず、第103回のご案内でございます。開催日時につきましては10月19日から21日まで、会場につきましては世田谷公園にて開催されます。周知方法につきましては、10月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページに掲載されます。

また、第104回の開催のご案内でございますけれども、11月2日から4日まで、JRA馬事公苑前のけやき広場にて開催されます。周知方法につきましては、10月15日号の区のおしらせ「せたがや」及び区のホームページにて掲載します。

続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。「平成30年度JA東京中央・杉並区・世田谷区による農地保全協働事業 未来へつなごう都市農業 アグリフェスタ2018」のご案内でございます。

事業の目的にもありますとおり、世田谷区と杉並区及び両区を地区とするJA東京中央におきましては、連携して都市農業の振興及び農地保全に対する両区民の理解を深めることを目的として、平成24年度より協働事業を実施しています。今年度は、前年度までに引き続き、両区民に対し都市農地の多面的機能について理解を深めることを目的に都市農業のPRイベントを今年も開催します。2の事業内容につきましては、今年の10月21日日曜日、杉並区役所にて開催されます。こちらにつきましては、毎年、世田谷、杉並交互に開催しておりまして、今年は杉並区役所で開催されます。主な内容としましては、JA東京中央、世田谷区、杉並区の代表者による都市農業に関するトークセッションを行います。また、合わせて両区産の農産物の即売市や、各イベントブースにおける即売や体験及び展示コーナーを開催します。周知方法につきましては、区の広報及びチラシ配布、ポスター掲示、また、ホームページで掲載するという事で周知をさせていただきます。また、5の後援は、世田谷区農業委員会としても後援していることを合わせてご承知おきいただければというところでございます。

なお、毎年、こちらとは別に、JAの世田谷目黒、目黒区、世田谷区の協働事業についても行われる予定でございますけれども、こちらのご案内につきましては来月の総会にてさせていただきます。合わせて、こちらにチラシを添付させていただきましたので、後程ご確認いただければというところでございます。

続きまして、今度は資料No.10に移らせていただきます。東京都農業会議、平成30年度農業委員会活動推進フォーラムの開催についてのご案内でございます。

こちらの開催内容につきましては、1枚めくりいただきまして、開催要領をご覧くださいければと思います。1の趣旨を説明させていただきますと、皆様既にご存じのとおり、昨年6月15日に改正生産緑地法の一部が施行され、下限面積の引き下げや一団性要件の緩和、生産緑地に設置できる施設の拡大、特定生産緑地制度の創設等が行われたという中で、特に特定生産緑地制度については、本年4月から施行されたところであり、ますます農業者への周知徹底が重要となっています。さらに、今年6月には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が成立し、現在は9月、施行されておりますけれども、政省令の準備が進められているという表現になっております。かかる情勢のもと、農業委員会活動を積極的に推進し、東京農業のさらなる発展に資するため、本フォーラムを開催するとのことでございます。

日時につきましては、来月30日火曜日、1時半からということで、府中市の生涯学習センター、裏面に地図がありますので後程ご確認いただければと思いますけれども、こちらにて開催されます。内容としましては、(1)、東京都農業会議の北沢事務局長から新しい都市農地の制度についての説明があります。そのほかにも、都市農地の保全活動等についてということで、合わせて行います。休憩を挟んで、農業のある地域づくりにむけた活動についてということで、都内の農業委員会の協力をもとに今、発表内容について調整中でございます。参加対象者としましても、農業委員さんをはじめとして、各JAさんについても依頼します。

こちらに基づきまして、表面の1枚目に戻らせていただいて、10月30日火曜日の午後1時半から開催することとなっておりますが、参加目標数としては、1農業委員会当たり7名はご出席いただきたいということで農業会議から要請があるところでございます。

この場で恐縮でございますが、ある程度の人数を押さえさせていただきたいので、出席の可否について伺えればと思っております。7名以上でももちろん結構で、区としてもぜひ多くの方の出席をお願いしたいと思っております。今現在で結構でございますので、出席していただけるという方、挙手をお願いできたらと思っております。

(2人挙手)

事務局 強制ではございませんので、できる限り多くの方ということで。こちらの冒頭にもありますとおり、10月15日までに出席者の報告を農業会議にお願いしたいと書かれて

いる中で、12日の金曜日までに、今日手を挙げていない方でも出席できる、逆に手を挙げていないけれどもできないという方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。1時半からでございますので、昼食はお済ませの上でご参加下さいと書いておりますので、合わせてご承知いただければと思います。

事務局 続きまして、今度は資料No.11に移らせていただきます。2種類のご案内がございます。

公益財団法人東京都農林水産振興財団から平成30年度「女性新規就農者交流会」参加者募集の案内を送付ということでご案内させていただきます。こちらの財団にて、後継者支援事業の一環として女性新規就農者を対象とした交流会を開催する運びとなりました、世田谷区管内の女性の新規就農者の方で興味をお持ちの方についてはお知らせいただきたくというところがございます。別添のチラシをつけましたけれども、もし該当する方がいらっしゃいましたらということでご案内がありましたので、今回、農業委員会総会の中で報告させていただきます。日時については10月17日の午後ということで、東京都農林水産振興財団ということで、立川市の西立川にて開催されます。こちらの参加申し込みにつきましては、裏面にファクス用紙がございますので、こちらでお申し込み下さいとご案内しています。ぜひ11月11日までにお申し込み下さいとご案内しておりますので、情報提供させていただきます。

続きまして、今度はもう1枚、同じような書式になりますけれども、合わせてのご案内になります。同じく東京都農林水産振興財団から農業機械安全講習会の参加者募集の案内送付でございます。こちらも後継者支援事業の一環として、新規就農者を対象に農業機械の安全についての講習会を開催しますといったところで、世田谷区の新規就農者の方で興味をお持ちの方につきましてはお知らせいただきたいということで、この機会を通じて周知をさせていただきます。詳細については別添のチラシに記載されていますけれども、同じく10月17日の午前中ということで、お申し込みを希望される方につきましては、チラシの裏面の申し込み用紙に基づいてファクスで直接お送りいただければ結構ですので、ご承知おきいただければと思います。

資料No.7から11については以上でございます。

事務局 続きまして、No.12をご覧いただければと思います。世田谷区農業振興計画(素案)ということで、今現在、私どもは農業振興計画、10年間ですから31年度からの策定を

進めているところでございます。ただ、国の状況等も大きく変わってきているということから、素案といいましても、そのまま案という形にするのはちょっとおかしいだろう、少し変えていきたいということで、皆様のご意見をいただくということでこちらのご案内を差し上げています。

現在、区民に対してパブコメ等も進めているところでございますので、何かございましたらご意見等を頂戴できれば、今回の案の中で反映させていきたいと考えてございますので、何卒よろしく願いいたします。次のページに概要版等をつけてございます。また、6月の農業委員会のときに素案等をお出ししてございますので、ご覧いただいて、ご意見を賜れば幸いだと思っておりますので、よろしく願いいたします。こちらに送付先、意見提出方法等がございますが、農業委員会の中でも、あるいは私どもの事務局にお話しただければと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

事務局 事務局からは以上でございます。

高橋会長 何か質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようでしたら、この件は終了といたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

全般的な事項について意見がありましたら、お願いいたします。

佐藤(満)委員 質問なんですけれども、ふれあい農園ってあるじゃないですか。これは例えば、例年候補を出してやるという形ではなくて、個別に1軒の農家を実施しても構わないことなんですか。

(ふれあい農園の実施について質疑応答)

事務局 詳細等については、個別にご相談させていただければと思っておりますので、よろしく願いします。

高橋会長 では、これで農業委員会総会は終了といたします。

今日は職務代理がおりませんので、筒井事務長から閉会の挨拶をお願いいたします。

(事務長あいさつ)

午後3時45分閉会